

令和4年度岐阜県緊急時介護人材確保・職場環境復旧等事業費補助金に係る消費税仕入控除税額（返還額）の報告をお願いします
【報告期限：6月14日（※6月30必着）】

令和6年3月18日

介護サービス事業者 代表者様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課

令和4年度岐阜県緊急時介護人材確保・職場環境復旧等事業費補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（返還額）の報告について

平素より、本県の高齢者福祉施策に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県では、令和4年度に、岐阜県緊急時介護人材確保・職場環境復旧等事業費補助金交付要綱に基づき、県内介護サービス事業所等を対象に、感染症対策に要するかかり増し経費等に対する補助金の交付を行ったところです。

このたび、同補助金等交付要綱第5条第1項（6）に定める消費税及び地方消費税の仕入控除税額（返還額）の報告期日である令和6年6月30日が近づいてまいりました。

同補助金の交付を受けられました全ての法人（個人事業主を含む）からのご報告が必要となっておりますので、未報告の場合におかれましては、下記により速やかにご報告いただきますようお願いいたします。

記

1. 報告期限 令和6年6月14日（金）（※要綱上の報告期日は6月30日となっておりますが、早めのご提出をお願いいたします。）

2. 報告対象 標記補助金の交付を受けたすべての介護保険指定事業者
（※返還額が0円の場合も報告が必要です。）

3. 報告単位 補助金の交付決定ごと

4. 報告様式 要綱に定める以下の書類を交付決定ごとに作成してください。
・返還額が0円の場合…「第2号様式」「返還額計算書（別紙1）」の2枚。
・返還が発生する場合…「第2号様式」「返還額計算書（別紙1）」「確定申告書のコピー等税額の分かる資料」の3種類。

5. 様式掲載場所 以下のWebページより様式をダウンロードしてください。

【県公式HP】新型コロナウイルス感染症対策に関する補助事業について
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/61550.html>

6. 作成方法等 添付の「報告に当たっての留意点」をご覧ください。
※返還額計算書（別紙1）に係る具体的な計算方法等については税理士等にご相談ください。

7. 報告先 メールもしくは郵送にて提出

○メールアドレス c11215@pref.gifu.lg.jp

○郵送 〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係消費税仕入控除担当 宛

(参考)

岐阜県介護事業所等サービス継続事業費補助金交付要綱（抜粋）

（補助金の交付の条件）

第5条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

（1）略

（2）補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記第2号様式により、補助対象事業の完了の日（補助対象経費の支払が1回限りの場合はその支払日、複数回の場合は最後の支払日、廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日。以下同じ。）の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係

係長	垣本	担当	青木
----	----	----	----

TEL 058-272-8298（直通）

FAX 058-278-2639

E-mail c11215@pref.gifu.lg.jp

岐阜県緊急時介護人材確保・職場環境復旧等事業費補助金に係る消費税及び 地方消費税の仕入控除税額(返還額)報告に当たっての留意点

＜仕入税額控除制度と補助金について＞

消費税の仕入税額控除制度とは、生産、流通、販売などの各段階において課税される消費税が、各取引段階で重ねて課税されないよう、課税仕入れ等に係る消費税を控除する仕組みです。

補助金の充当を受けた経費の消費税については、控除対象仕入税額として控除できる一方で、補助金収入分は非課税売り上げとして取り扱われます。その際、補助事業に係る課税仕入れに対して支払った消費税分だけ、事業者の利益となってしまい、補助金に組み込まれた消費税額が消費税負担の目的で使われなくなってしまうことから、その部分を県へ返還していただくことになります。

＜仕入控除税額の返還対象について＞

- 以下に該当する場合、原則返還額は0円になります。(※報告書の作成は必要です)
 - 消費税の確定申告義務がない
 - 簡易課税方式で申告している
 - 公益法人等（社会福祉法人も含まれます）であり、特定収入割合が5%を超える
 - 個別対応方式で対象経費に係る消費税等を非課税売り上げのみに要するものとして申告している
 - 施設内療養のみ申請している
- 1に該当しない場合、返還額が発生します。(※計算方法は税理士等にご確認ください。)

＜仕入控除税額返還の流れ＞

- 事業者からの仕入控除税額の報告（令和6年6月14日（金））

＜報告先＞

メールもしくは郵送にて提出
○メールアドレス c11215@pref.gifu.lg.jp
○郵送 〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1
岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係 消費税仕入控除担当 宛

- 県高齢福祉課での審査

↓以下、返還額がある場合

- 県高齢福祉課から「納入通知書」を郵送
- 所定の金融機関において、事業者から「納入通知書」での返金
- 県にて返金の確認

～よくあるお問合せ QA～

Q1.返還額は0円ですが、報告書の作成は必要ですか？

必ず必要です。

Q2.報告が必要なのは法人のみですか？

法人はもちろん、個人経営の事業所であっても、当該補助金の交付を受けた場合には報告が必要です。

Q3.「返還額計算書(別紙1)」の“6 仕入控除税額の概要”について、自分がどこに該当するかわかりません。

大変申し訳ありませんが、法人の種別や会計、規模等によって該当する箇所が異なるため、個別のご案内はできかねます。税理士等にご相談ください。

Q4.いつの時点の確定申告を根拠に計算したら良いですか？

交付決定通知書の日付けが属する年度の確定申告書を根拠に計算してください。

Q5.第2号様式(報告書)に押印は必要ですか？

省略可能です。それに伴い、メールでの受付が可能となっています。

Q6.第2号様式(報告書)の「令和 年 月 日付け高第 号で交付決定を受けた」の空欄は何を書いたら良いですか？

岐阜県より送付しております「交付決定通知書」の右上に記載のある「高第△△号」及び「日付」をご記入ください。どうしてもご不明であれば、空欄で結構です。

Q7.返還額が0円です。返還額計算書(別紙1)の「対象経費の内訳」は何を書いたら良いですか？

「返還額計算書(別紙1) 6 仕入控除税額の概要」で、A～Dを選択した場合、記載不要です。E～Fを選択した場合には補助金の内訳をご記載ください。

Q8.返還額計算書(別紙1)の“区分”は何を書いたら良いですか？

指定はありません。消耗品費、備品購入費等、大まかな科目を記載ください。

Q9.計算方法が分かりません。

申し訳ありませんが、事業者ごとで返還額の計算方法が異なり、法人内等での会計における仕分けについては県高齢福祉課で判断しかねることから、個別のご案内はできかねます。税理士等へご相談ください。

Q10.複数回補助金を申請し、交付を受けました。報告はどうしたら良いですか？

補助金の交付決定ごとに作成ください。(第2号様式及び返還額計算書(別紙1)の両方をそれぞれ作成してください。)